名称ヲ財団法人ト変更ス

財団ハ不動産ヲ処分シ又ハ新ニ之ヲ取得シ又ハ担保ヲ設定シ又ハ寄附行為ヲ変更シ又ハ解散シントスルトキハ主務官庁ノ許可ヲ受ケサルヘカラス

一、借金ハ金壱千円ヲ超ユルヲ得ス

二、借入金ハ銀行ノ信用ヲ以テスルヲ要ス

三、工場ハ借入ヲ以テ之ニ充ツ

四、労働時間ハ一日十時間トス

五、休暇ハ一日二回トス

六、賃金ハ毎月一回ヲ以テ支払フ

七、他ノ保険料ハ工場主カ全部負担ス

八、従業員ハ双方合意ノ上ニ非サレハ解雇スルヲ得ス

九、従業員ハ左ノ如キ義務ヲ負フ

二、工場ノ備品ヲ愛護スヘシ

三、無断ニテ欠勤スヘカラス

四、欠勤ハ一日ニ限リ届ケヘシ

五、賃銀ハ毎月一回ニ限リ受取ルヘシ

六、他ノ雇人ト争ヒヲ為サヽルヘシ

七、休業中ノ取扱ハ十条ノ如シ

十、機械ヲ私ニ持チ出スヘカラス（二ヶ条）

営業地ハ左ノ如ク定ム

営業地　二十万円　北区宮前町

借用額　二二万

事業ノ性質　附土埋丸製造

従業員ハ左ノ如ク定ム